

改正地方自治法に関わる要望意見書

政府は、地方自治法の一部を改正する法律案を閣議決定し、第213回通常国会に提出し、衆参両議院で可決成立しました。

この法律では、新たに大規模な災害、感染症のまん延その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における国と地方公共団体との関係等の特例を規定しています。

2000年に施行された、いわゆる地方分権一括法により、国と地方は対等、協力の関係になり、国の関与は必要最低限とすることなどが原則となりましたが、この法律では、憲法で保障された地方自治の本旨や地方分権改革により実現した国と地方の対等な関係が損なわれることを危惧します。

よって、国におかれましては、地方との健全な関係を維持発展させる観点から、国の補充的な指示の取扱いや運用について、丁寧な説明を求めることを要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

苫 小 牧 市 議 会

【提出先】 内閣総理大臣、総務大臣、衆議院議長、参議院議長